

高額な外来診療を受ける皆さまへ

これまでの高額療養費制度の仕組みでは、高額な外来診療を受けたとき、ひと月の窓口負担が自己負担限度額※以上になった場合でも、いったんその額をお支払いいただいていたのですが、平成24年4月1からは、限度額を超える分を窓口で支払う必要はなくなります。

70歳未満の方と70歳以上の非課税世帯の方は、加入する健康保険に事前に申請し、「認定証」の交付を受ける必要があります。申請方法、自己負担限度額等、詳しくはご加入の健康保険にご相談ください。

※ 自己負担限度額は、所得及び年齢によって異なります。

高額な外来診療受診者	事前の手続き	病院・薬局などの窓口 提示するもの
70歳未満の方	加入する健康保険に、「認定証」 (限度額適用認定証等)の交付 を申請してください	・保険証 ・認定証
70歳以上の非課税世帯の方		
70歳以上75歳未満で、 非課税世帯ではない方	必要ありません	・保険証 ・高齢受給者証（出雲市国民健康保険加入者の場合は、 保険証と兼ねています）
75歳以上で、 非課税世帯ではない方	必要ありません	・後期高齢者医療被保険者証

◎「認定証」を提示しない場合は、高額療養費の支給申請をしていただくことで、自己負担限度額を超えた金額が払い戻されます。国民健康保険、後期高齢者医療保険に加入の方には、診療月の3ヶ月後以降に、該当すると思われる方へ申請のご案内をお送りしています。



詳しくは、加入する健康保険におたずねください。

- 国民健康保険の方 保険年金課 国保年金係 21-6982
平田支所 市民生活課 63-5500
佐田支所 市民福祉課 84-0115
多伎支所 市民福祉課 86-3116
湖陵支所 市民福祉課 43-1214
大社支所 市民福祉課 53-3115
斐川支所 市民生活課 73-9102
- 後期高齢者医療保険の方 保険年金課 高齢者医療係 21-6983
- それ以外の健康保険に加入の方 各医療保険者

手続きは お早めに!!

春は退職や就職などで 保険や年金の手続きが必要になります

☆この時期の「国民健康保険（国保）」「年金」の主な手続きを掲載しています。
該当する場合は、市役所（支所）の窓口で手続きを行ってください。
手続きは、2週間以内に済ませましょう。

(1) 退職された方で国保へ加入する場合

区分	加入手続きに必要なもの（退職の翌日から手続きができます。）	
国保 ・ 年金	健康保険加入期間証明書	出雲市の指定の用紙〔本庁は保険年金課、支所は市民生活課（市民福祉課）にあります〕、又は会社から発行される加入期間、扶養等がわかる書類
	年金証書	65歳未満の方で厚生年金、共済年金等の年金証書をお持ちの方
	年金手帳	20歳～60歳未満の方。退職者本人の手帳と、退職者の配偶者の方で第3号被保険者であった方も年金手帳をお持ちください。

(2) 任意継続の保険資格を喪失された方で国保へ加入する場合

区分	加入手続きに必要なもの（喪失日の翌日から手続きができます。）	
国保	任意継続の喪失証明書	任意継続喪失日の記載のある保険証、又は保険者から発行される保険喪失内容、扶養等がわかる書類
	年金証書	65歳未満の方で厚生年金、共済年金等の年金証書をお持ちの方

(3) 就職された方（国保から就職先の保険にかわる方）

区分	脱退手続きに必要なもの（就職先の保険証を受け取ってから手続きができます。）	
国保 ・ 年金	国民健康保険証	就職者本人の保険証と、就職先の保険に入られたすべての方の保険証と国民健康保険証が必要です。
	就職先の保険証	
	年金手帳	20歳～60歳未満の方。就職者本人の手帳をお持ちください。

(4) 就学された方

区分	申請ができる方	申請手続きに必要なもの	
国保	市外へ転出された方で、国保の学生用保険証を希望される方	国民健康保険証 在学証明書又は学生証の写し	
年金	本人の前年所得が118万円以下で、国民年金保険料の「学生納付特例」を受けたいことを希望される方	年金手帳	申請場所：住所地の市町村窓口又は最寄の年金事務所 申請できる期間：H24.4～H25.4
		在学証明書又は学生証の写し	

窓口で保険証等の交付を受ける際には来庁された方の本人確認を行っています。
本人確認できるもの（免許証・住基カード・保険証等）をお持ちください。

おたずね

	保険年金課	21-6982			
平田支所	市民生活課	63-5500	佐田支所	市民福祉課	84-0115
多伎支所	市民福祉課	86-3116	湖陵支所	市民福祉課	43-1214
大社支所	市民福祉課	53-3115	斐川支所	市民生活課	73-9102